

## 財務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

## 1 通知された案の内容（対象者及び業績勘案率（案））

- ① 酒類総合研究所理事長（平成 17 年 3 月 31 日退職）→ 1. 0（別紙 1）
- ② 国立印刷局理事（平成 17 年 6 月 10 日退職）→ 1. 0（別紙 2）

## 2 業績勘案率の決定方法

(1) 業績勘案率の算定について、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」（平成 16 年 8 月 26 日財務省独立行政法人評価委員会決定）（別紙 3 及び下表）を策定

## (2) 酒類総合研究所

基本的考え方を受け、「独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（平成 17 年 6 月 21 日財務省独立行政法人評価委員会酒類総合研究所分科会決定）（別紙 4）を策定。これにより算定した値「1. 0」について、酒類総合研究所分科会において審議を行い決定（別紙 5）

## (3) 国立印刷局

基本的考え方を受け、「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（平成 17 年 2 月 18 日財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会決定）（別紙 6）を策定。これにより算定した値「1. 0」について、国立印刷局分科会において審議を行い決定（別紙 7）

## ○ 基本的考え方における決定方法の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	決定方法
2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	基本的考え方において、中期目標評価、年度評価に基づく業績勘案率を 0.0 から 2.0 の間で算定し、評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員とその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮（基本的考え方 2-（3））
2-② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	基本的考え方において、合理的な理由があるときは、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定（基本的考え方 2-（2）なお書き）
2-③ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	基本的考え方において、退職する役員等の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとする（基本的考え方 1） 項目別評価においては、当該役員の職責に係る項目を適切にウェイト付けして勘案（基本的考え方別紙の注 2）

(注) 基本的考え方の別紙において、業績勘案率が 1.0 を超える場合は、「総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこと」を注記しており、各分科会においてこれを考慮して業績勘案率審議を行うよう注意喚起している。

## 3 当委員会の意見案

意見なし

(案)

政 委 第 号  
平 成 年 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村洋彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽宇一郎

「独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る  
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率 (案) について」(平成17年6月22日付け)をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日)に沿っているものであり、特に意見はありません。

(案)

政 委 第 号

平 成 年 月 日

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村洋彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽宇一郎

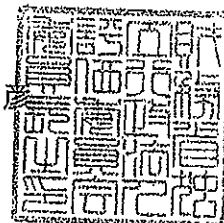
「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る  
業績勘案率 (案) について」について (意見)

「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率 (案) について」(平成17年6月24日付け)をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日)に沿っているものであり、特に意見はありません。

平成17年6月22日

政策評価・独立行政法人評価委員会  
委員長 丹羽 宇一郎 殿

財務省独立行政法人評価委員会  
委員長 奥村 洋彦



独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率（案）について

上記法人の [REDACTED] 前理事長について、業績勘案率（案）を「1.0」と決定したので通知いたします。

（注）「独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（財務省独立行政法人評価委員会酒類総合研究所分科会 平成17年6月21日決定）に基づく算定による。

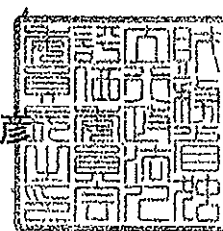
平成17年6月24日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹羽 宇一郎 殿

財務省独立行政法人評価委員会

委員長 奥村 洋彦



独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率（案）  
について

上記法人の役員退職金に係る業績勘案率（案）については、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

役 職	氏 名	業績勘案率（案）
理 事	■■■■■■■■■■	1.0

（注）「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会 平成17年2月18日決定）に基づく算定による。

## 財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方

平成16年8月26日  
財務省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」により、退職金の支給率に各府省の独立行政法人評価委員会が業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう各独立行政法人に要請されたところであり、これに基づき財務省所管の独立行政法人（以下「法人」という。）においても、退職手当の支給の基準が変更されたところである。これを踏まえ、財務省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、今後決定することとされている役員退職金に係る業績勘案率の算定についての基本的考え方を次のとおり整理する。

評価委員会は、この基本的考え方を基に各法人ごとの「法人の評価の基準」を踏まえて、「法人の業績勘案率算定の考え方」を整理し、これに基づき業績勘案率を算定するものとする。

## 1 業績勘案率の算定の考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「財務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価についての基本方針（平成14年6月10日独立行政法人評価委員会決定。以下「独法評価基本方針」という。）」に基づき行った法人の業務の実績に関する評価により業績勘案率を算定するものとする。

## 2 業績勘案率の算定方法

### (1) 評価委員会による業績勘案率の手続き

評価委員会は、独立行政法人の求めに応じて、役員退職金に係る業績勘案率の算定を行うものとする。

### (2) 業績勘案率の算定の期間に関する基準

役員退職金に係る業績勘案率は、役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は独法評価基本方針における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する。なお、役員が退職した日の属する事業年度に係る事業年度評価がされていない場合で合理的な理由があるときは、当該年度については、その前年度の業績勘案率その他明確な方法により算定するものとする。

### (3) 業績勘案率の算定の基準

中期目標評価に基づく中期目標期間の業績勘案率及び事業年度評価に基づく各事業年度の業績勘案率は、別紙の基準に基づき0.0から2.0の間で算定するものとする。

中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員のその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮するものとする。

		業績勘案率	中期目標評価に基づく中期目標期間の評価結果の基準
官房長官へ報告 が厳格に検討	総務省評価委員会	2.0 1.5超	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく高い結果となっている場合 〔原則として、在職期間のいずれかの年度において目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充て得る積立金）が積み立てられていることが必要〕 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の著しく高い実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価の大半が「中期目標を十分に達成した」であり、かつ、著しく高い結果となっている場合。〕
		1.5 ? 1.0超	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が中期目標以上の実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以上の実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目（特に当該役員の職責にかかる項目）の評価が概ね「中期目標を十分に達成した」である場合〕
		1.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が概ね中期目標どおりの実績となっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標どおりの実績を示す内容となっており、項目別評価において各項目の評価が概ね「中期目標をおおむね達成した」である場合〕
		1.0未満 ? 0.5	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標が達成されなかった場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標を達成していないことを示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価が概ね「中期目標を達成していないが、進展はあった」である場合〕
官房長官へ報告		0.5未満 0.0	独法評価基本方針に規定する全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、中期目標の達成状況が著しく低い結果になっている場合 〔例：全体評価の記述内容が全体として中期目標以下の著しく低い実績を示す内容となっており、項目別評価において、各項目の評価の大半が「中期目標を達成しておらず、業務運営の改善等が必要である」である場合〕

- 注) 1 各事業年度の業績勘案率については、事業年度評価に基づく各事業年度の評価結果における全体評価又は項目別評価を総合的に勘案して、上の表と同様の考え方により定めることとする。
- 2 項目別評価においては、当該役員の職責にかかる項目を適切にウエイト付けして勘案するものとする。
- 3 業績勘案率が1.0を超える場合は、総務省独法評価委員会が「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこととしている。

## 独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金 に係る業績勘案率算定の考え方

平成 17 年 6 月 21 日  
財務省独立行政法人評価委員会  
酒類総合研究所分科会

財務省独立行政法人評価委員会酒類総合研究所分科会（以下「酒類総合研究所分科会」という。）は、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」（平成 16 年 8 月 26 日 財務省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」という。）の役員が退職した場合の退職金に係る業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を以下により算定する。

### 1. 算定の考え方

業績勘案率の算定は、原則として、下記 3 のとおり、退職した役員の酒類総合研究所の業務運営等に係る実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「独立行政法人酒類総合研究所の業務の実績に関する評価の基準」（平成 14 年 6 月 10 日 酒類総合研究所分科会決定。以下「評価基準」という。）に従って行った酒類総合研究所の業務の実績に関する評価に基づいて行うものとする。

### 2. 算定の方法に係る手続き

酒類総合研究所分科会は、酒類総合研究所の求めに応じて、遅滞なく業績勘案率の算定を行うものとし、業績勘案率を算定した場合は、その客観性の確保とともに酒類総合研究所の業務及び退職した役員の担当業務の実績の反映状況を明らかにするため、算定方法及び算定に至った理由を記載した書面を作成する。

### 3. 算定の方法

- (1) 業績勘案率は、別紙により退職した役員（監事を除く。）が在職していた期間の各事業年度ごとに基準値を決定し、各基準値に対応する事業年度における在職月数に応じて加重平均した値（小数点以下一位未満は、切り捨てするものとする。）とすることを基本とする。

ただし、監事並びに在職期間が 1 年に満たない役員の実績勘案率は 1.0 とすることを基本とする。

- (2) 評価基準に基づく中期目標評価及び事業年度評価における全体評価の内容等を考慮した結果、(1) により算定した業績勘案率を変更する必要があると認めた場合には、変更することができるものとする。

## 業績勘案率を算定するための基準値の決定方法

各事業年度の基準値は、評価基準に基づく項目別評価を、退職した役員の職責に係る項目ごとに点数化（A+=5、A=4、B=3、C=2、D=1）して合計し、当該役員の職責にかかる項目数で除して得られた値（以下「評点」という。）に応じ、別表の区分に応じて決定する。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における事業年度評価がされていない場合の基準値は1.0とする。

(別表)

評点	基準値	評点	基準値
4.9以上	2.0	2.3以上2.5未満	0.9
4.8以上4.9未満	1.9	2.1以上2.3未満	0.8
4.7以上4.8未満	1.8	1.9以上2.1未満	0.7
4.6以上4.7未満	1.7	1.7以上1.9未満	0.6
4.5以上4.6未満	1.6	1.5以上1.7未満	0.5
4.3以上4.5未満	1.5	1.4以上1.5未満	0.4
4.1以上4.3未満	1.4	1.3以上1.4未満	0.3
3.9以上4.1未満	1.3	1.2以上1.3未満	0.2
3.7以上3.9未満	1.2	1.1以上1.2未満	0.1
3.5以上3.7未満	1.1	1.1未満	0.0
2.5以上3.5未満	1.0		

独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率に関する算定方法及び決定に至った事由について（案）

算定方法	<p>「独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（平成 17 年 6 月 21 日財務省独立行政法人評価委員会酒類総合研究所分科会決定）に基づき算定したものである。</p> <p>具体的には、（別添）業績勘案率算定調書のとおり。</p>
決定に至った事由	<p>(1) 役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請するものとされ、これに基づき、独立行政法人酒類総合研究所においても、役員退職手当規則が変更された。</p> <p>(2) また、平成 16 年 8 月 26 日に開催された財務省独立行政法人評価委員会において、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」が決定され、各独立行政法人の業績勘案率算定の考え方を整理し、これに基づいて業績勘案率を決定するものとされた。</p> <p>(3) これを受け、平成 17 年 6 月 21 日に開催した財務省独立行政法人評価委員会酒類総合研究所分科会において、「独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率の考え方」を決定した。</p> <p>(4) 平成 17 年 4 月 26 日付で、酒類総合研究所から、財務省独立行政法人評価委員長あてに、本年 3 月 31 日をもって退職した 1 名の役員の業績勘案率の算定を依頼したいとする書面が提出された。</p> <p>(5) 平成 17 年 6 月 21 日に開催した酒類総合研究所分科会において、退職した 1 名の業績勘案率（案）について、上記算定方法に沿って審議を行ったところ、その業績勘案率を変更すべき特段の事情はなく、当該業績勘案率を「1. 0」とすることを決定したものである。</p>

## 業績勘案率算定調書

氏名	役員在職期間	業績勘案率算定期間
■■■■■	平成15年4月1日 ～平成17年3月31日	平成16年1月1日 ～平成17年3月31日

事業年度	算定期間	各事業年度ごとの基準値	算定根拠
平成15年度	3ヶ月 (平成16年1月1日～平成16年3月31日)	1.3	別添のとおり
平成16年度	12ヶ月 (平成16年4月1日～平成17年3月31日)	1	「独立行政法人酒類総合研究所の役員退職金に係る業績勘案率の考え方」別紙ただし書き

$$\frac{1.3 \times 3\text{ヶ月} + 1.0 \times 12\text{ヶ月}}{15\text{ヶ月}} = 1.06$$

ては位以小  
切未下数  
捨満一点

業績勘案率  
1.0

酒類総合研究所 平成15年度業績勘案率算定表

評価項目				項目別	大項目			
大項目	中項目	小項目	細目					
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	(1)物件費の経費節減			A	A			
				A				
				A				
				A				
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	(1)酒類の高度な分析及び鑑定			A	A			
				A				
	(2)酒類の品質評価	イ 特別研究	(イ)酒類原料の醸造適性要因の解明			A		
			(ロ)麹菌が環境条件に対応して特異的に発現する遺伝子及びその制御機構の解明			A+		
			(ハ)醸造用酵母の醸造特性の発現に關与する遺伝子の解明及び利用			A+		
			(ニ)醸造関連微生物の生産する酵素の新規機能解明及び利用			A		
			ロ 特定研究	(イ)清酒の評価技術の改良			A	
				(ロ)清酒製造工程の自動化を目指したソフト及びハードの開発			A	
				(ハ)しょうちゅう蒸留廃液の処理技術			A	
			ハ 経常研究			(イ)酒類の品質評価に関する研究開発		A
						(ロ)酒類の理化学的特性、生理機能及び安全性に関する研究開発		A
						(ハ)酒類原料の特性及び利用に関する研究開発		A
						(ニ)酒類の製造工程に関する工学的研究開発		A
						(ホ)酒類の製造に伴う環境汚染の防止及び副産物の利用に関する研究開発		A
	(ヘ)酒類製造のための新技術及び酒類の新製品に関する研究開発					A		
	(ト)醸造関連微生物の特性及び利用に関する研究開発					A		
	(チ)醸造関連微生物遺伝子の機能及び利用に関する研究開発					A+		
	(リ)醸造関連酵素の機能及び利用に関する研究開発					A		
	(ヌ)酒類の販売及び消費に関する調査及び研究開発					B		
	二 研究成果の発表					A		
	ホ 特許の出願					A		
	ヘ 研究の活性化		A					
	(4)成果の普及		A					
	(5)酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供		A					
	(6)酒類及び酒類業に関する講習	イ 酒類製造者に対する講習		A				
		ロ 酒類流通業者に対する講習		A				
	(7)その他の附帯業務		A					
3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画				A				
4 短期借入金の限度額								
5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画								
6 剰余金の使途								
7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項	(1)施設及び設備の整備			A	A			
		(2)人事に関する計画		A				
合計				A+の項目数	3			
				Aの項目数	30			
				Bの項目数	1			
				平均	4.059			

## 独立行政法人国立印刷局の役員退職金 に係る業績勘案率算定の考え方

平成17年2月18日  
財務省独立行政法人評価委員会  
国立印刷局分科会

財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会（以下「国立印刷局分科会」という。）は、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」（平成16年8月26日 財務省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）の役員が退職した場合の退職金に係る業績勘案率（以下「業績勘案率」という。）を以下により算定する。

### 1. 算定の考え方

業績勘案率の算定は、原則として、下記3のとおり、退職した役員の国立印刷局の業務運営等に係る実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「独立行政法人国立印刷局の業務の実績に関する評価の基準」（平成16年3月5日 国立印刷局分科会決定。以下「評価基準」という。）に従って行った国立印刷局の業務の実績に関する評価に基づいて行うものとする。

### 2. 算定に係る手続き

国立印刷局分科会は、国立印刷局の求めに応じて、業績勘案率の算定を遅滞なく行う。

なお、業績勘案率を算定した場合は、算定に当たっての客観性を確保するとともに、国立印刷局の業務及び退職した役員が担当した業務の実績の反映状況を明らかにするため、算定方法及び算定に至った理由を記載した書面を作成する。

### 3. 算定の方法

(1) 業績勘案率は、別紙により退職した役員（監事を除く。）が在職していた期間の各事業年度ごとに基準値を決定し、各基準値に対応する事業年度における在職月数に応じて加重平均した値（小数点以下一位未満は、切り捨てするものとする。）とすることを基本とする。

ただし、監事並びに在職期間が1年に満たない役員の業績勘案率は1.0とすることを基本とする。

(2) 評価基準に基づく中期目標評価及び事業年度評価における全体評価の内容等を考慮した結果、(1)により算定した業績勘案率を変更する必要があると認めた場合には、変更することができるものとする。

## 業績勘案率を算定するための基準値の決定方法

各事業年度の基準値は、評価基準に基づく項目別評価を、退職した役員の職責に係る項目ごとに点数化（A+=5、A=4、B=3、C=2、D=1）して合計し、当該役員の職責にかかる項目数で除して得られた値（以下、「評点」という。）に応じ、別表により決定する。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における事業年度評価がされていない場合の基準値は1.0とする。

(別表)

評点	基準値	評点	基準値
4.9以上	2.0	2.3以上2.5未満	0.9
4.8以上4.9未満	1.9	2.1以上2.3未満	0.8
4.7以上4.8未満	1.8	1.9以上2.1未満	0.7
4.6以上4.7未満	1.7	1.7以上1.9未満	0.6
4.5以上4.6未満	1.6	1.5以上1.7未満	0.5
4.3以上4.5未満	1.5	1.4以上1.5未満	0.4
4.1以上4.3未満	1.4	1.3以上1.4未満	0.3
3.9以上4.1未満	1.3	1.2以上1.3未満	0.2
3.7以上3.9未満	1.2	1.1以上1.2未満	0.1
3.5以上3.7未満	1.1	1.1未満	0.0
2.5以上3.5未満	1.0		

独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率に関する算定方法及び決定に至った事由について（案）

算出方法	<p>「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」（平成17年2月18日財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会決定）に基づき算定したものである。</p> <p>具体的には、（別添）業績勘案率算定調書のとおり。</p>
決定に至った事由	<p>（1）役員の退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）において、各府省の独立行政法人評価委員会が決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請するものとされ、これに基づき、独立行政法人国立印刷局においても、役員退職手当規則が変更された。</p> <p>（2）また、平成16年8月26日に開催された財務省独立行政法人評価委員会において、「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」が決定され、各独立行政法人の業績勘案率算定の考え方を整理し、これに基づいて業績勘案率を算定するものとされた。</p> <p>（3）これを受け、平成17年2月18日に開催した財務省独立行政法人評価委員会国立印刷局分科会において、「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」を決定した。</p> <p>（4）平成17年6月10日付で、国立印刷局から、財務省独立行政法人評価委員会委員長あてに、本年6月10日をもって退職した1名の役員の業績勘案率の算定を依頼したいとする書面が提出された。</p> <p>（5）平成17年6月24日に開催した国立印刷局分科会において、退職した1名の業績勘案率（案）について、上記算定方法に沿って審議を行ったところ、その業績勘案率を変更すべき特段の事情はなく、当該業績勘案率を「1.0」とすることを決定したものである。</p>

## 業績勘案率算定調書

氏 名	役員在職期間
██████████	平成15年4月1日～平成17年6月10日

業績勘案率の算定期間	平成16年1月1日～平成17年6月10日 (1年6ヶ月)
------------	---------------------------------

(注) 業績勘案率に基づいて退職手当を算定する期間は、平成16年1月1日以降である。

事業年度	算定期間	各事業年度ごとの基準値	各基準値に対応する事業年度における在職月数に応じて加重平均した値
平成15年度	3ヶ月	1.2 (算定根拠) 別添のとおり。	$1.2 \times 3ヶ月 = 3.6$
平成16年度	12ヶ月	1.0 (算定根拠) 「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」別紙ただし書き	$1.0 \times 12ヶ月 = 12.0$
平成17年度	3ヶ月 ※	1.0 (算定根拠) 「独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」別紙ただし書き	$1.0 \times 3ヶ月 = 3.0$  $\div 18ヶ月$  $= 1.03$

※ 独立行政法人国立印刷局役員退職手当規則  
(在職期間の計算)

第6条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月と計算するものとする。

小数点以下一位未満は、切り捨て

業績勘案率	1.0
-------	-----

独立行政法人国立印刷局 平成15事業年度業績勘案率算定表

大項目	中項目	小項目・細目	評価	総務部 人平出務部 財務部 担当部署
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置	(1)効率的かつ効果的な業務運営の確立		B	○
	(2)内部管理体制の強化		B	△
	(3)業務運営の効率化に関する指標		A	○
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置	(1)銀行券の製造等	①高品質で均質な銀行券の確実な製造 ②偽造防止技術等の効率的かつ効果的な研究開発等 ③銀行券の信頼の維持及び改刷の円滑な実施に必要な情報の提供	A	○
	(2)官報、法令全書等の提供		A	
3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			A	
4. 短期借入金の限度額				
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画				
6. 剰余金の使途				
7. その他の財務省令で定める業務運営に関する事項	(1)人事に関する計画		A	○
	(2)施設、設備に関する計画		A	○
	(3)職場環境の整備に関する計画		B	○
	(4)環境保全に関する計画		A	○
	(5)印刷局病院		A	○
合 計			A+の項目数 Aの項目数 Bの項目数 平均	0項目 0項目 2項目 3.75

○独立行政法人国立印刷局の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方(別表)

評 点	基準値	評 点	基準値
4.9以上	2.0	2.3以上2.5未満	0.9
4.8以上4.9未満	1.9	2.1以上2.3未満	0.8
4.7以上4.8未満	1.8	1.9以上2.1未満	0.7
4.6以上4.7未満	1.7	1.7以上1.9未満	0.6
4.5以上4.6未満	1.6	1.5以上1.7未満	0.5
4.3以上4.5未満	1.5	1.4以上1.5未満	0.4
4.1以上4.3未満	1.4	1.3以上1.4未満	0.3
3.9以上4.1未満	1.3	1.2以上1.3未満	0.2
3.7以上3.9未満	1.2	1.1以上1.2未満	0.1
3.5以上3.7未満	1.1	1.1未満	0.0
2.5以上3.5未満	1.0		